

INFORMATION(情報)26年9月号

26年9月10日発行 発行：入江清税理士事務所

9月の第二週に入って、福岡地方は日中の気温は平年よりも高いようで、残暑を厳しく感じるようになりました。

このところ発表される経済指標は雇用統計を除けば、ことごとく負の数字で、やはり消費税増税と駆け込み需要の反動、円安による輸出増加より輸入価格高騰による価格上昇と、いい影響はないようです。政府の用意した税制上の景気刺激策である生産性向上設備等の取得の際の特別控除、中小企業者等の機械等（特定機械には3.5トン以上のトラックも含まれます。）の取得の場合の特別控除、所得拡大促進税制（雇用者給与の2%以上上昇）など法人税額の税額控除制度も多数設けられていますが、事前に経産省への確認を求めるもの、認証を要するもの、計画書の提出を求めるものなど手続きの煩雑さもあるのか今一つ利用されてない気がします。とはいえ年末には消費税10%への増税の判断をはじめ大きな政治課題を控え、自民党も執行部と内閣の改造でやる気を見せており国民の期待は再度上昇しています、何とか景気回復につながる政策を至急をお願いしたいものです。

さて、最近の日本のスポーツ界は、水泳のパンパシフィック選手権での荻野浩介選手の200Mや400M自由形での活躍や全米オープンテニスでの錦織圭の準優勝など、日本人は体格的な不利から無理だと考えられていたスポーツで、若いアスリートが世界を驚かせています。10年前ではとても信じられないことですが、日本人のポテンシャルも本当に上がったものだと思います。あとは故障中の桐生選手の100Mの9秒台を早く見たいと考えているのは私だけでしょうか。

居住用財産の譲渡と配偶者への贈与



日本の土地の価格は、バブル経済の崩壊、さらにはリーマンショックと下落傾向が続き、土地家屋の譲渡収入からその土地家屋の取得費（家屋については減価償却後となります。）や譲渡費用を差し引いた譲渡所得に利益が出るのは東京などの大都市部でも珍しいのが現実でした。実際、譲渡で税金が心配されるのは、ご先祖様から相続で譲り受けた土地を売った時など5%の概算取得費控除を使う場合や土地収用、同族会社との取引など特定のケースが多く、分離課税の土地譲渡所得の申告は限られたものになっていました。しかしながら、今般、やはりアベノミクスの影響なのか。あるいは東京オリンピックを睨んでの海外投資家の動きのせいなのか。東京やこの地方都市の福岡では地価が少し上昇に転じているそうです。

そこでお役立ち情報ですが、居住用の家屋等の財産を譲渡した場合は、租税特別措置法35条で譲渡所得から3,000万円の特別控除が認められています。そしてこの特別控除は夫婦共有財産の譲渡であれば、その夫婦の双方に特別控除の3,000万円が認められます。

一方、婚姻期間が20年以上の夫婦間では居住用不動産を贈与した場合には、贈与税の配偶者控除額が2,000万円と贈与税の基礎控除が110万円認められますので合計2,110万円までは非課税です。このため土地建物の持ち分の一部を贈与（贈与は相続税評価額ですので土地は路線価、建物は固定資産税評価額が原則となります。）して、配偶者名義にしておくことは、増税された相続税の対策として有効ですが、将来の譲渡を考えている方にとってもかなりの有効な節税になります。ご検討下さい。



ふむふむ!!

小規模企業共済制度の改正要望(経産省 HP)



平成27年の税制改正は現在各省庁に意見要望が集約されている状況ですが、経済産業省の税制改正の要望事項に小規模企業共済制度の見直しが提案されていましたのでご紹介します。

小規模企業共済制度とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するもので、事業家の生活の安定を図るための共済制度で、万一の取引先の倒産等に備え資金調達へ備える中小企業倒産防止共済制度と並び、運営には公的資金が使われている経営者向けの共済制度です。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、個人事業をやめたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどに共済金（解約手当金）が支払われ、安心した生活設計が可能になります。以下現行の加入条件等をご案内します。

①どんな人が加入できる？

★常時使用する従業員の数が建設業、製造業、運輸通信業、不動産業、農業、サービス業うちの宿泊業・娯楽業などは20名以下、卸売業、小売業、サービス業は5名以下の個人事業主、共同経営者、及び会社等役員の方が対象です。（医療法人は除かれます。）

②月々の掛金は？

★掛月金額は、1,000円～70,000円までの範囲（500円単位）で自由に選べます。

③いつ支払われるの？

★個人事業を廃業した場合や会社等の役員を退任した場合などに、事由に応じて共済金（解約手当金）が支払われます。

④加入することのメリットは？

★いざという時に掛金金額の一定の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。（担保・保証人不要）また、地震・台風・火災などの災害時にも貸付けを受けることが可能です。

★毎月の掛金は、税法上、全額が、「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。⇒例：毎月30,000円の掛金（年間360,000円）で、例えば課税対象所得400万円の方なら約110,000円の節税となり、節税対策にも有効です。

★将来、受け取る共済金等は退職所得控除の適用対象となる「退職手当等とみなす一時金」及び公的年金等控除の適用対象となる「公的年金等とされる年金」の対象となります。

さて、平成27年度税制改正の拡充意見では、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の廃業引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る目的から見直しを行う予定です。

① 小規模企業共済制度における共済事由のうち、小規模事業者の活性化には、廃業や事業承継の円滑化及び役員退任による「次世代の経営者へのバトンタッチ」が重要であることから、「個人事業主が配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」について、廃業（第三者への事業譲渡を含む。）と同様の共済事由に引き上げるとともに、「会社等役員が退任した場合」について、会社等役員の疾病・負傷による退任と同様の共済事由に引き上げ、事業承継の円滑化を図ることとした。また、当該共済金は現在の取扱いと同様とする。（共済金の引き上げ）

② 共同経営者が独立開業した場合について、共同経営者が安心して独立開業してもらうために会社役員独立開業と同様に小規模企業共済契約を通算することができることとする。

③ 廃業に必要な資金を前借できる「廃業円滑化貸付け」制度を創設し、廃業の円滑化、廃業時のセーフティネット・事業承継支援機能を拡充し、中小企業支援機関の支援機能の強化を図る。

